

加盟団体規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>(各種の連盟)</p> <p>第12条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。</p> <p>(関連団体)</p> <p>第13条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。</p> <p>[改正]</p>	<p>(各種の連盟)</p> <p>第12条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。</p> <p><u>(16) 一般社団法人日本フットサルトップリーグ</u></p> <p>(関連団体)</p> <p>第13条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。</p> <p><u>(4) 一般社団法人日本サッカー審判協会</u></p> <p>[改正]</p> <p><u>2023年1月19日</u></p>	